

比較文明学会会員各位

第15期理事選挙被選挙人名簿の公示について(お知らせ)

前略

2026年8月17日より第15期理事選挙を行います。つきましては、選挙管理規定に基づき、被選挙人名簿を公示いたしますので、ご氏名をご確認いただき、表記に誤りがございましたら、5月10日(日)までに事務局宛にご連絡頂きたいようお願い申し上げます。なお、被選挙権につきましては、以下選挙管理規定第2章第5条の条文をご覧ください。

(被選挙権)

第5条 本学会の会員であり、70歳未満のすべての者は、原則として理事の被選挙権を有する。ただし、第3章に定める選挙名簿が公示された後に、会員としての資格を得た者は、当該選挙に関して、被選挙権を有しない。

同封いたしました「被選挙人名簿」は、2026年5月1日現在、事務局に保管されている資料等に基づいて作成いたしました。生年が分からなかったために、記載できなかった方々もいらっしゃいます。会則によりますと、第15期理事選挙の被選挙人は、2026年8月1日時点で69歳以下の方となります。該当なさるにもかかわらず、本名簿にお名前が記載されていない場合には、申し訳ございませんが、事務局までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。

今回公示いたしました「被選挙人名簿」の記載内容に関する修正・訂正の受付は、選挙管理規定に基づき、2026年5月10日(日)終日までとなります。事務局まで、Eメールにてご連絡頂ければ幸いです。

なお、4月1日以降ご住所やご所属などに変更がございましたら、事務局までご連絡下さい。

草々

2026年5月3日

比較文明学会選挙管理委員会